【平成16年11月12日 政令第354号】

（改正後）

（第十七条の三　削除）

（改正前）

（法第六十五条第二項第四号に規定する政令で定めるもの）

**第十七条の三**　法第六十五条第二項第四号に規定する政令で定めるものは、銀行、協同組織金融機関、信託会社又は第一条の九各号に掲げる金融機関が行う次に掲げる行為とする。

一　法第二条第一項第七号又は第七号の二に掲げる有価証券につき募集の取扱い又は私募の取扱いを行つた場合における次に掲げる行為

イ　当該有価証券の買付け

ロ　当該有価証券の売付けの媒介、取次ぎ又は代理

ハ　次に掲げる取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理

(1)　取引所有価証券市場における当該有価証券の売付け

(2)　外国有価証券市場における当該有価証券の売付け

二　投資信託及び投資法人に関する法律施行令第八条第二号に掲げる証券投資信託及びこれに類する外国投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十八項に規定する外国投資信託をいう。第二十七条の四第一号、第三十二条の二第二号及び第三十三条の二第一号において同じ。）の受益証券につき次に掲げる行為

イ　次に掲げる取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理

(1)　取引所有価証券市場における当該受益証券の買付け

(2)　外国有価証券市場における当該受益証券の買付け

ロ　イに掲げる行為を行つた場合における次に掲げる取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理

(1)　取引所有価証券市場における当該受益証券の売付け

(2)　外国有価証券市場における当該受益証券の売付け

【平成16年10月20日 政令第318号】 （改正なし）

【平成16年5月28日 政令第184号】 （改正なし）

【平成16年3月26日 政令第79号】 （改正なし）

【平成16年1月30日 政令第9号】 （改正なし）

【平成15年6月27日 政令第289号】 （改正なし）

【平成15年6月25日 政令第280号】

（改正後）

（法第六十五条第二項第四号に規定する政令で定めるもの）

**第十七条の三**　法第六十五条第二項第四号に規定する政令で定めるものは、銀行、協同組織金融機関、信託会社又は第一条の九各号に掲げる金融機関が行う次に掲げる行為とする。

一　法第二条第一項第七号又は第七号の二に掲げる有価証券につき募集の取扱い又は私募の取扱いを行つた場合における次に掲げる行為

イ　当該有価証券の買付け

ロ　当該有価証券の売付けの媒介、取次ぎ又は代理

ハ　次に掲げる取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理

(1)　取引所有価証券市場における当該有価証券の売付け

(2)　外国有価証券市場における当該有価証券の売付け

二　投資信託及び投資法人に関する法律施行令第八条第二号に掲げる証券投資信託及びこれに類する外国投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十八項に規定する外国投資信託をいう。第二十七条の四第一号、第三十二条の二第二号及び第三十三条の二第一号において同じ。）の受益証券につき次に掲げる行為

イ　次に掲げる取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理

(1)　取引所有価証券市場における当該受益証券の買付け

(2)　外国有価証券市場における当該受益証券の買付け

ロ　イに掲げる行為を行つた場合における次に掲げる取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理

(1)　取引所有価証券市場における当該受益証券の売付け

(2)　外国有価証券市場における当該受益証券の売付け

（改正前）

（法第六十五条第二項第四号に規定する政令で定めるもの）

**第十七条の三**　法第六十五条第二項第四号に規定する政令で定めるものは、銀行、信託会社又は第一条の九各号に掲げる金融機関が行う次に掲げる行為とする。

一　法第二条第一項第七号又は第七号の二に掲げる有価証券につき募集の取扱い又は私募の取扱いを行つた場合における次に掲げる行為

イ　当該有価証券の買付け

ロ　当該有価証券の売付けの媒介、取次ぎ又は代理

ハ　次に掲げる取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理

(1)　取引所有価証券市場における当該有価証券の売付け

(2)　外国有価証券市場における当該有価証券の売付け

二　投資信託及び投資法人に関する法律施行令第八条第二号に掲げる証券投資信託及びこれに類する外国投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十八項に規定する外国投資信託をいう。第二十七条の四第一号、第三十二条の二第二号及び第三十三条の二第一号において同じ。）の受益証券につき次に掲げる行為

イ　次に掲げる取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理

(1)　取引所有価証券市場における当該受益証券の買付け

(2)　外国有価証券市場における当該受益証券の買付け

ロ　イに掲げる行為を行つた場合における次に掲げる取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理

(1)　取引所有価証券市場における当該受益証券の売付け

(2)　外国有価証券市場における当該受益証券の売付け

【平成15年5月23日 政令第231号】 （改正なし）

【平成15年3月28日 政令第117号】 （改正なし）

【平成15年3月28日 政令第116号】 （改正なし）

【平成14年12月6日 政令第363号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 政令第177号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 政令第176号】 （改正なし）

【平成14年3月31日 政令第120号】 （改正なし）

【平成14年3月27日 政令第69号】

（改正後）

（法第六十五条第二項第四号に規定する政令で定めるもの）

**第十七条の三**　法第六十五条第二項第四号に規定する政令で定めるものは、銀行、信託会社又は第一条の九各号に掲げる金融機関が行う次に掲げる行為とする。

一　法第二条第一項第七号又は第七号の二に掲げる有価証券につき募集の取扱い又は私募の取扱いを行つた場合における次に掲げる行為

イ　当該有価証券の買付け

ロ　当該有価証券の売付けの媒介、取次ぎ又は代理

ハ　次に掲げる取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理

(1)　取引所有価証券市場における当該有価証券の売付け

(2)　外国有価証券市場における当該有価証券の売付け

二　投資信託及び投資法人に関する法律施行令第八条第二号に掲げる証券投資信託及びこれに類する外国投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十八項に規定する外国投資信託をいう。第二十七条の四第一号、第三十二条の二第二号及び第三十三条の二第一号において同じ。）の受益証券につき次に掲げる行為

イ　次に掲げる取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理

(1)　取引所有価証券市場における当該受益証券の買付け

(2)　外国有価証券市場における当該受益証券の買付け

ロ　イに掲げる行為を行つた場合における次に掲げる取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理

(1)　取引所有価証券市場における当該受益証券の売付け

(2)　外国有価証券市場における当該受益証券の売付け

（改正前）

（法第六十五条第二項第四号に規定する政令で定めるもの）

**第十七条の三**　法第六十五条第二項第四号に規定する政令で定めるものは、法第二条第一項第七号又は第七号の二に掲げる有価証券につき銀行、信託会社又は第一条の九各号に掲げる金融機関が募集の取扱い又は私募の取扱いを行つた場合における次に掲げる行為とする。

一　当該有価証券の買付け

二　当該有価証券の売付けの媒介、取次ぎ又は代理

三　次に掲げる取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理

イ　取引所有価証券市場における当該有価証券の売付け

ロ　外国有価証券市場における当該有価証券の売付け

【平成14年3月20日 政令第50号】 （改正なし）

【平成14年3月1日 政令第37号】 （改正なし）

【平成13年12月5日 政令第389号】 （改正なし）

【平成13年9月21日 政令第311号】 （改正なし）

【平成13年9月19日 政令第308号】 （改正なし）

【平成13年9月12日 政令第295号】 （改正なし）

【平成13年9月5日 政令第285号】 （改正なし）

【平成13年5月30日 政令第189号】 （改正なし）

【平成13年3月30日 政令第135号】 （改正なし）

【平成13年3月16日 政令第51号】 （改正なし）

【平成13年2月9日 政令第28号】 （改正なし）

【平成13年1月4日 政令第4号】 （改正なし）

【平成12年12月27日 政令第548号】 （改正なし）

【平成12年11月17日 政令第483号】 （改正なし）

【平成12年11月17日 政令第482号】 （改正なし）

【平成12年6月14日 政令第340号】 （改正なし）

【平成12年6月14日 政令第339号】 （改正なし）

【平成12年6月7日 政令第303号】 （改正なし）

【平成12年6月7日 政令第244号】 （改正なし）

【平成12年3月23日 政令第86号】 （改正なし）

【平成12年2月16日 政令第37号】 （改正なし）

【平成11年9月29日 政令第301号】 （改正なし）

【平成10年12月15日 政令第393号】 （改正なし）

【平成10年11月20日 政令第369号】

（改正後）

（法第六十五条第二項第四号に規定する政令で定めるもの）

**第十七条の三**　法第六十五条第二項第四号に規定する政令で定めるものは、法第二条第一項第七号又は第七号の二に掲げる有価証券につき銀行、信託会社又は第一条の九各号に掲げる金融機関が募集の取扱い又は私募の取扱いを行つた場合における次に掲げる行為とする。

一　当該有価証券の買付け

二　当該有価証券の売付けの媒介、取次ぎ又は代理

三　次に掲げる取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理

イ　取引所有価証券市場における当該有価証券の売付け

ロ　外国有価証券市場における当該有価証券の売付け

（改正前）

（新設）